

定 款

株式会社ラストワンマイル

最終改訂日：2025 年 7 月 31 日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ラストワンマイルと称し、英文では、Last One Mile Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 電気事業法における小売電気事業並びに小売電気事業者の媒介、取次及び代理業務
2. ガス事業法におけるガス小売事業並びにガス小売事業者の媒介、取次及び代理業務
3. ウォーターサーバー販売の媒介、取次及び代理業務
4. 電気通信事業法における電気通信事業並びに電気通信事業者の媒介、取次及び代理業務
5. 放送サービスの加入手続きに関する媒介、取次及び代理業務
6. オフィス・オートメーション機器及び事務用物品の販売、リース、取付工事及びメンテナンス業
7. コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸及びメンテナンス業
8. クレジットカードの取扱業
9. 事務連絡の取次サービス業
10. 市場調査ならびに各種マーケティングリサーチの請負業
11. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
12. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
13. 国内外の会社の株式又は持ち分を取得又は保有することによる当該会社の事業活動の支配及び経営管理
14. 不動産の売買、賃貸、開発、仲介、媒介及び管理業
15. 広告業及び広告代理店業
16. 印刷業
17. 各種損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業
18. 貨物利用運送事業
19. 古物営業法に基づく古物営業及び古物競りあっせん業
20. 割賦販売業及び信用購入あっせん業
21. 債権管理回収業
22. 債権管理回収業に関する特別措置法第12条に定める業務
23. 特定金銭債権以外の金銭債権の買取業務
24. 債権のデューデリジェンス業
25. 集金代行業務
26. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発、教育、研修及びその受託事業

- 27. 前各号に関するコンサルティング業
- 28. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,400,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条の2 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。但し、当社が売り渡すべき単元未満株式の数に相当する数の当社の株式を有しないときは、この限りでない。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

- 第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(電子提供措置等)

- 第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、11 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

- 第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 4 補欠である監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
 - 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選任)

- 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長1名を選定するものとし、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会

規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会規程)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 35 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令

に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払い開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第 1 条

1 当会社は、第 12 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 第 12 回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

第 2 条

第 9 条（単元未満株式についての権利）及び第 9 条の 2（単元未満株式の売渡請求）の変更は、2025 年 8 月 11 日にその効力が発生することとする。なお、本条は、第 9 条（単元未満株式についての権利）及び第 9 条の 2（単元未満株式の売渡請求）の変更の効力発生をもってこれを削除する。